

お知らせ

平成27年8月7日

会員各位

(一社)山口県LPガス協会

一般消費者等の数の取り扱いについて

経済産業省商務流通保安グループ ガス安全室長より、下記事項について周知されるよう要請がありましたので、お知らせします。

記

- 保安機関は、容器交換時等供給設備点検作業を行うに際して、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の数を正しく把握し、その保安の確保のため適切に保安業務を実施すること。

なお、バルク供給や集合供給などの供給設備の数を1戸としてカウントするのではなく、ガスメーター数でカウントすること。

【背景】

本省所管の保安機関である事業者において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第3項により認定を受けた一般消費者等の数の範囲を上回って保安業務を実施していたことが数次にわたって確認された。

このことは、一般消費者等の数を充填作業等を行うバルク貯槽の基数等でカウントし、一般消費者等に設置するガスメーターの戸数でカウントしていなかったことによるものです。

経済産業省商務流通保安グループでは、この事業者に対して、保安業務を行う保安機関として不適切なものと判断し、当該事業者に対して厳重に注意されたところです。